(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

	計量法	根拠条項	第1項	内容		器検査	
基準器検	査の意義						
(基準器校 十量法第1	续查)						
検知	定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定める	ものに用いる計量器の検査(し	「「基準器検査」と	いう。)は、政令で	定める区	こうに従い、 経済菌	崔業大臣、 都道府県知事
	日本電気計器検定所が行う。						
	準器検査を行う計量器の種類及びこれを受けることができる者は 検査を行う者)	に、経済産業有令で正める。					
	行令第25条						
	第102条第1項の検査は、次の各号に掲げる計量器ごとに、当				47±0		
_	長さ計(経済産業省令で定めるものに限る。) 質量計(経済産 都道府県知事	産業有令で正めるものに限る。	面積計及び44項計(経済産業有令で正の	のるもの	に限る。)その計画	重器の肝仕地を官轄する
	(以下省略)						
申請							
基準器検	<u> <u> </u></u>						
(基準器検 (準器検査		業大臣、都道府県知事又は日本	電気計器検定所(以	下「検査機関等」と	という。)	に提出しなけれに	ばならない。
(基準器校 (準器検査 基準	<u> </u>	業大臣、都道府県知事又は日本	電気計器検定所(以	下「検査機関等」と	という。)	に提出しなけれに	ばならなし
(基準器校 建器検査 基準 ()	検査の申請) 査規則第6条 準器検査を受けようとする者は、様式第1による申請書を経済産 以下省略)	業大臣、都道府県知事又は日本	電気計器検定所(以	下「検査機関等」と	という。)	に提出しなけれる	ばならない
(基準器校 (準器検査 基準 (以) 基準器検	 金査の申請) 査規則第6条 準器検査を受けようとする者は、様式第1による申請書を経済産 以下省略) 査の合格条件	業大臣、都道府県知事又は日本	電気計器検定所(以	下「検査機関等」と	という。)	に提出しなけれに	ならない
(基準器持 基準器持 (上 基準器検 (合格条件) (合格条件)	検査の申請) 査規則第6条 準器検査を受けようとする者は、様式第1による申請書を経済産 以下省略) 査の合格条件 牛) 3条		電気計器検定所(以	下「検査機関等」と	上1う。)	に提出しなけれは	รัช6ชา เ
(基準器検査 基準器検査 () 基準器検 (合格条件) (合格条件) (高格条件)	 全査の申請) 	-3.	電気計器検定所(以	下「検査機関等」と	という。)	に提出しなけれは	ばならない。
(基準器検 基準器検査 基準 基検 (合格条件 (合格条件 第103 基 一	 	-3.	電気計器検定所(以	下「検査機関等」と	という。)	に提出しなけれに	itabai i
(基準器検査 基準器検査 (以 人) 基準器検討 (合格条件 法第103 基 二	 全査の申請) 	ට.	電気計器検定所(以	下「検査機関等」と	という。)	に提出しなけれに	รัชธชน เ
(基準器機 基準器検査 (比) 基準器検索 (合格条件 法第103 基準 二 2 前	 	る。 。 より定めるものとする。			ヒロラ。)	に提出しなけれは	Íabai i
(基準器機) 基準器検査 (以 (注 基準器検網 基準器検網 基準器検網 基準器検網 基準 二 2 前	全面の申請)	る。 。 より定めるものとする。			という。)	に提出しなけれに	tabai i
(基準器機) 基準器検査 (以 (注 基準器検網 基準器検網 基準器検網 基準器検網 基準 二 2 前	全面の申請)	る。 。 より定めるものとする。			という。)	に提出しなけれに	itabai l
基準器検 基準器検査 (以 (注 基準器検索) 第103 第103 二 (2)前	全面の申請)	る。 。 より定めるものとする。			という。)	に提出しなけれに	İtabal I.

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

			資料番号	7		担当課	産業政策課				
法令名	計量法	根拠条項	法第102条 第1項	許認可等の 内容	基準	器検査					